構造計算適合性判定制度に対する設計者等の 主な意見について

- ※これまで実施してきたヒアリングや建築基準法の見直しに関する検討会等において提出された意見等のうち、 構造計算適合性判定制度に関する主な意見を抽出し整理したもの。各団体等におけるその後の検討によって、 意見内容が変わっている可能性もある。
- ※意見の一部については、建築確認手続き等の運用改善の中で既に措置しているものもある。



公益社団法人 日本建築士会連合会 (平成22年4月)

- 〇 法適合性判定機関と確認検査機関との重複的審査の解消、審査内容の法令事項への限定
 - ・構造に関する審査能力の合理的な向上のために

総合的に審査能力が高められるよう、審査上の役割分担を明確にした上での一体化した審査を行うよう配慮したい。たとえば、法適合性判定機関は確認検査機関の審査能力を高めるものと考え、確認検査機関は法適合性判定機関を内包するなど、組織的に一体となって総合的に審査を行うことを考えたい。

〇 混構造の構造計算方法、法適合審査方法の合理的な確立

床面積500㎡を超えるものの比較的小規模な混構造で、たとえば学校、幼稚園等で、1階RC造、2階木造の場合、計算方式は、ルート3が適用されるが、対応できる計算方法がなく設計が不可能になっている。専門の委員会などで検討され、それらにも対応した構造計算方法と審査方法の確立を要望する。

- エクスパンションジョイントによる連結建築物の棟別構造審査の実施エクスパンションジョイントによる連結建築物を複数棟に分離した構造計画を行う場合、棟別の 構造審査の実施を望む。
- 伝統的木構造の構造計算方法、法適合審査方法の合理的確立 伝統的な木構造による住宅などの建設が合理的に可能になるよう、法適合性の確認可能な計算方 法が確立、提示されることを望む。

日本建築士事務所協会連合会 (平成22年4月)

- 〇 構造計算適合性判定の対象建築物は、基準法文中に建築物の規模等を規定しているもの(RC造高さ20 m超、S造階数4以上等)に限定すること。政令・告示へ委任しているものは対象外とし、それらの構造計算の適切性は、確認検査機関等の構造審査能力の向上と罰則強化(サンプル調査や処分の徹底)で担保すること。
- 構造設計一級建築士が設計に関与した建築物については、特殊構造や一定規模以上の建築物等を除き、 構造計算適合性判定を不要とすること。
- 〇 エキスパンションジョイント等で構造的に分離したものについては、構造計算上別棟扱いにし、それ ぞれについて個別に構造計算適合性判定の対象か否かを判断できるように改正すること。
- 法定期間の日数を改正するよりも、実質的な確認審査期間の短縮につながるように確認検査機関等の 目標期間や実施期間データ等の情報開示を法的に義務付けること。
- 〇 実質的な期間短縮のため、構造計算適合性判定機関の独立要件を撤廃し、構造計算適合性判定を確認 検査機関内で行える仕組みに変えること。
- 〇 構造計算適合性判定の恣意性を排除するため、構造計算適合性判定を含む建築確認審査は、き束行為 であることを周知・徹底した上、構造計算適合性判定を実施した構造計算適合性判定員の記名・押印を 義務づけること。
- 建築確認の実質的な期間短縮を図るため、構造計算プログラムの認定制度を抜本的に見直すこと。
- 〇 建築確認の実質的な期間短縮を確実にするため、設計者団体、確認検査機関、行政を交えた継続的な 意見交換の場を制度化すること。

公益社団法人日本建築家協会 (平成22年4月)

- 構造設計一級建築士が関与した物件については、構造計算適合性判定を不要とすべき。
- 伝統木造構法について、木造2階建てであっても限界耐力計算による構造計算をすることで建設が可能となっているが、構造計算適合性判定を受けなければならない。しかし木造の限界耐力計算を行える設計者は極めて少ないことと共に、審査を受けるためには、構造計算にかかる費用と審査にかかる費用が木造建築に関しては多額になることと、長期の審査期間、審査が出来る審査機関が限定されていることなどにより多くの課題を抱えている。伝統木造構法が建築基準法の中で的確に位置づけられることを望む。
- 確認審査と構造計算適合性判定の「並行審査」が可能となることや、審査機関の審査バラツキ是正・審査員への指導等の改善により確認審査の迅速化が図られることが期待できる。また、構造設計一級建築士が関わることで役割も明確になり迅速化にも繋がることとなり、適判対象建築物にあっても法第6条第4項にある審査機関に係る35日以内を目指すべきものと考える。
- 地域により指定構造計算適合性判定機関の数にバラツキがある。一部の地域では一つの適判機関しか 指定されていない場合があり選択の余地がなく、審査に時間がかかる場合もあることから、複数の構造 計算適合性判定機関から選択できるよう改善されたい。また、複数あることで、審査機関の審査能力向 上・資質レベルの統一等にも繋がることも期待できると考える。

一般社団法人住宅生産団体連合会 (平成22年4月)

- 〇 3 階建て以下の小規模な建築物は、構造計算方法及び高さ・軒高に関わらず構造計算適合性判定の対象がは、象から除外すべき。
- 〇 適判に係らない建築確認審査の法定審査期間は21日間とし、適判に係る場合は35日間を最大とすべき。

社団法人建築業協会 (現:一般社団法人日本建設業連合会) (平成22年4月)

- 〇 構造一級建築士が法適合確認する建築物については、発注者の同意を得て構造計算適合性判定を不要 とする。
- 並行審査に関する手順を明確にする。
- 〇 エキスパンションジョイントにより構造的に別棟となっている建物に対する構造審査は独立した扱いとする。

住宅メーカー(1) (平成22年4月)

○ 適合性判定の並行審査に加え、ユーザー(発注者)が「自ら使用」する建物は、適合性判定の要否の 選択を可能とし、審査対象から除外する等の緩和措置を検討頂きたい。

住宅メーカー②(平成22年4月)

- 適合性判定制度は規模の大きい建築物に限定する。→RC20m超え、S造4階以上etc。 ※低層階、規模の小さい建築物は、建築主事等確認審査機関に委ねる。
- 〇 建築主と占有者が同一の工場建築物については、構造一級建築士が設計した場合において、建築主の 同意を得て適合性判定の免除申請ができる。

一般社団法人 日本建築構造技術者協会 (H24年11月・12月)

- 〇 判定に際して、構造設計者と判定員の面談による説明、質疑を可能とする。(運用)
- 工学的な判断が伴う具体的な設計内容について判定機関での事前協議を制度化する。(改正)
- 〇 適合性判定を行う建築物関しては、主事等の審査は設計図書の整合性や仕様規定の審査に限定し、構造計算は適合性判定のみでの審査とする。(改正)
- 設計内容に応じて適切な適合性判定員が判定を行えるようにするため、設計者(申請者)が判定機関 を選択できるようにするとともに、選択できる判定機関の範囲を広げる。(運用又は改正)
- 〇 設計者と適合性判定員の意見の相違がある場合、専門委員会などを利用した迅速な対応を行えるようにする。(運用又は改正)
- 適合性判定を確認申請に先行して実施することによりその充実を図る。建築基準法第6条第5項ほかでは「建築主事等は構造計算適合性判定を求めなければならない」と規定しているが、「建築主(設計者)が構造計算適合性判定を受けた設計図書をもって建築確認を受ける」制度に改定する。

日本弁護士連合会 (平成22年8月)

- 平成18年改正で導入された構造計算適合性判定制度は存続すべきであり、その対象範囲も縮小すべきではない。
- 〇 建築確認審査の法定期間は、現時点において見直す必要はない。
- 建築基準法違反に対する罰則を強化する必要がある。